

消費生活情報

「自転車の交通ルール改正」



令和5年4月1日から自転車に関する広島県条例と改正道路交通法が施行され、自転車利用の2つの新しいルールがスタートしました。

まず、条例で自転車を利用する全ての人に損害賠償保険への加入が義務化されました。

次に、改正道路交通法で従来児童・幼児だけだったヘルメットの着用努力義務が全ての人に拡大されました。今回の法令施行は共に罰則は設けられていませんが、まさかの時のリスクを理解して遵守しましょう。

保険加入の義務化

自転車事故が起きると刑事責任（14歳以下は除く）の他に民事上の損害賠償責任が発生します。高額賠償事例を紹介します。

【事例1】

小学生が夜間、自転車で帰宅中、歩行中の女性と衝突し、女性は意識不明の重体となった。

▽賠償金 9,521万円
神戸地裁・H25

【事例2】

高校生が、車道を斜めに横断し、会社員と自転車同士で衝突。会社員に重大な障害が残った。

▽賠償金 9,266万円
東京地裁・H20

【事例3】

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさずに下り、交差点に進入。横断歩道を横断中の女性と衝突し、女性は脳挫傷などで死亡した。

▽賠償金 6,779万円
東京地裁・H15

未成年者が加害者の場合、親の監督責任が問題となり、親に支払責任が生じます。

高額な賠償判決例を背景に広島県でも保険加入の義務化の条例が制定されました。

個人賠償責任保険は本人や家族が加入の自動車保険、火災保険、傷害保険などの特約としてセットすることが一般的です。保険会社や共済に相談してください。

ヘルメット着用の義務化

広島県の交通事故の内、自転車関連事故は20%を超え、ヘルメット非着用時の頭部損傷による致死率は着用時の約3倍になっており、正に命を守るルールと言えます。

また、ヘルメットの着用義務化により、今後着用が社会の常識になる中で、もし事故に遭った場合に未着用が被害者側の過失として過失相殺の対象になる可能性も高くなると思われます。最近ではファッション性の高いヘルメットも数多く出ているので探してみてもいいかがでしょうか。

他の運転ルールの再確認

自転車は道路交通法で車両（軽車両）として規制を受けます。この機会に他の主なルールを再確認しておきましょう。なお、これらのルール違反には全て法令に基づく罰則があります。

①車道左側通行が原則
※通行可の標識などがある場合、13歳未満、70歳以上、身体の不自由な人、障害物などでやむを得ない場合のみ歩道（車道側を徐行）通行可。

②信号、踏切などの一時停止を守り安全確認
③夜間のライト点灯
④イヤホン・ヘッドホンを装着しての運転禁止

⑤飲酒運転禁止
⑥傘を差しての運転禁止
⑦二人乗り禁止
※定められた条件で乳幼児を乗せる場合を除く。

⑧並列走行の禁止
※標識などで認められている場合を除く。

消費生活に関する相談

府中市消費生活センター
（☎43-7106）

※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木・金曜日10時～12時、13時～16時

※祝日・年末年始は除く。